

務	00	01	30年
(令和35年3月末まで保存)			

生 保 第 2 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部改正について

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例が本日から施行されることにより、下記のとおり青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第98号。以下「条例」という。）の手数料が改正されることから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」とする。）が一部改正され、法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換えに係る手数料の額が減額されたことに伴い、条例に規定される同手数料の金額を標準令に準じて減額することとした。

2 改正された手数料

銃砲等刀剣類所持許可証書換え手数料（条例第1条第8号）「1,800円」を「1,600円」に改めた。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 添付資料

- (1) 公布・制定文
- (2) 新旧対照条文

担当：生活保安課  
営業・危険物係

青森県条例第二十五号

青森県知事 三村 申 吾

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「千八百円」を「千六百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた届出に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月二十四日青森県条例第九十八号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行					
備考 〔略〕	手数料を納入すべき者	名称	区分	金額	別表（第二条関係）	手数料を納入すべき者	名称	区分	金額
	八法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	銃砲等刀剣類所持許可証書換え再交付手数料	書換え再交付	千九百円			銃砲等刀剣類所持許可証書換え再交付手数料	書換え再交付	千九百円
備考 〔同上〕	手数料を納入すべき者	名称	区分	金額	別表（第二条関係）	手数料を納入すべき者	名称	区分	金額
	八法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	銃砲等刀剣類所持許可証書換え再交付手数料	書換え再交付	千九百円			銃砲等刀剣類所持許可証書換え再交付手数料	書換え再交付	千九百円